

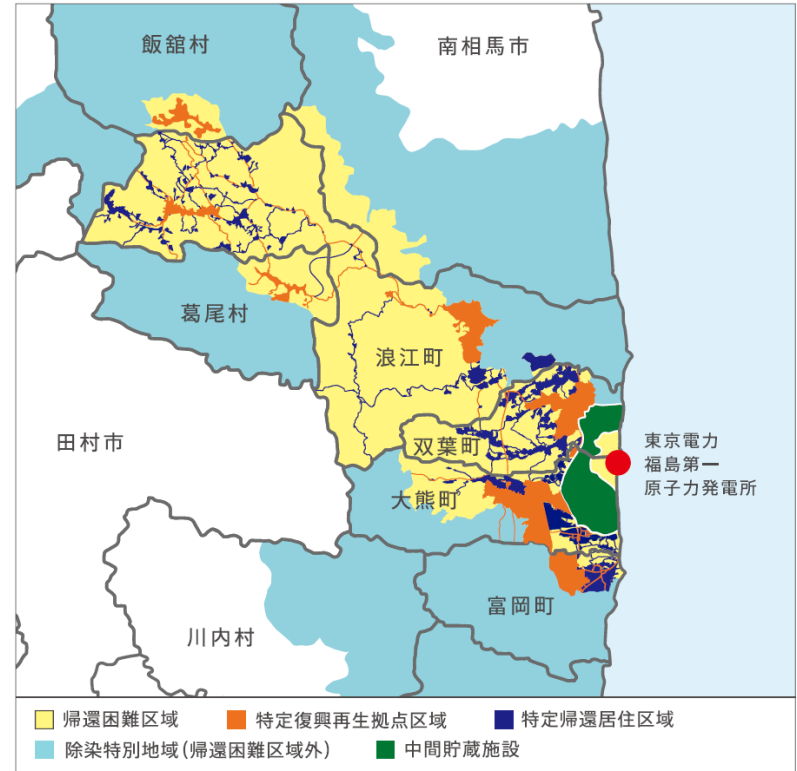
# 被災地の復興・創生に向けた 環境省の取組

2026年3月29日

環境省

# 避難指示の解除に向けた取組

- 引き続き、特定復興再生拠点区域における家屋等の解体、フォローアップ除染等を実施。
- 特定帰還居住区域については、6市町村(大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市、葛尾村)において除染や家屋等の解体に取り組んでいる。
- 2020年代をかけた「故郷に戻りたい」という御意向のある方々が帰還できるよう、除染等の取組を着実に進める。

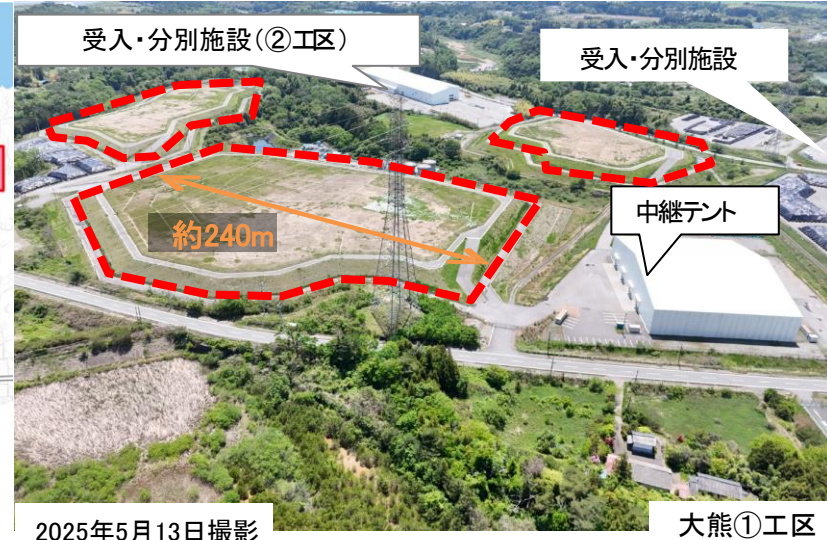
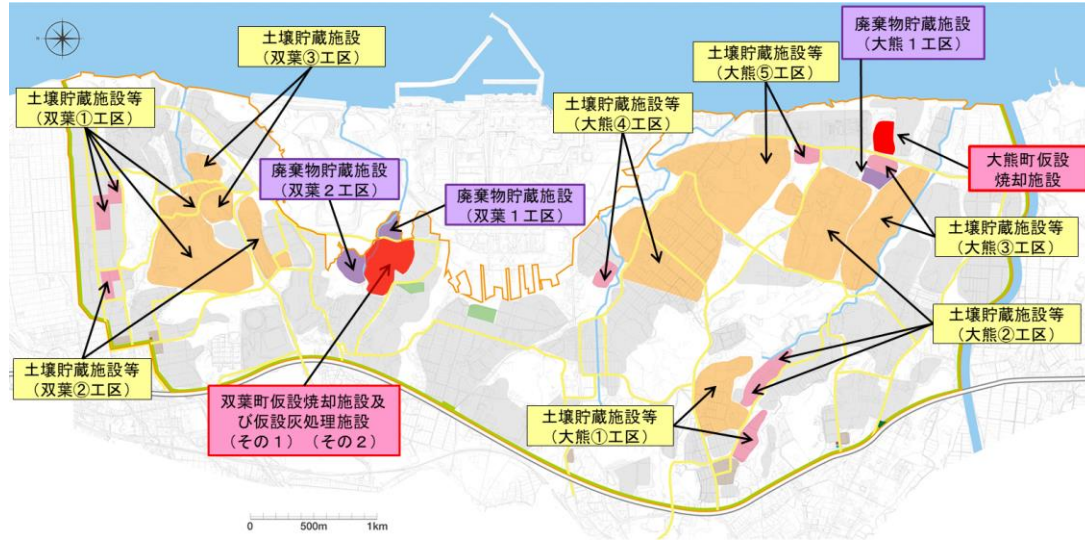


	大熊町	双葉町	浪江町	富岡町	南相馬市	葛尾村
特定帰還居住区域面積(ha)	約570ha	約690ha	約940ha	約272ha	約3.7ha	約9ha
特定帰還居住区域復興再生計画認定時期及び除染開始時期	計画認定: 2023年9月 除染開始: 2023年12月	計画認定: 2023年9月 除染開始: 2023年12月	計画認定: 2024年1月 除染開始: 2024年6月	計画認定: 2024年2月 除染開始: 2024年9月	計画認定: 2025年3月 (除染等の着手に向け準備中)	計画認定: 2025年7月 (除染等の着手に向け準備中)

# 中間貯蔵施設事業の状況

- 中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための施設であり、その区域は約1,600ha(渋谷区とほぼ同じ面積)
- 大変重いご決断で大熊町・双葉町に受け入れを容認いただいた。引き続き、安全第一を旨として、中間貯蔵施設事業に取り組む。
- 福島県内の除染で発生した除去土壌等(帰還困難区域を含む。)について、2026年2月末時点で、累積約1,400万m<sup>3</sup>を中間貯蔵施設へ搬入。
- 搬出が完了した仮置場については、土地所有者や地元市町村等とも調整しながら、原状回復を実施し、土地所有者に順次返地。国管理の仮置場については、331箇所のうち269箇所です返地済み。(2026年2月末時点)

## 土壌貯蔵施設の状況(貯蔵完了)



凡例			
<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 土壌貯蔵施設	<span style="background-color: red; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 仮設焼却施設	<span style="background-color: darkgreen; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> スクリーニング施設	<span style="background-color: lightgrey; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 保管場等
<span style="background-color: pink; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 受入・分別施設	<span style="background-color: purple; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 廃棄物貯蔵施設	<span style="background-color: lightgreen; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 技術実証施設	<span style="border-bottom: 2px solid yellow; display: inline-block; width: 20px;"></span> 輸送・運搬ルート

凡例	
<span style="border: 2px dashed red; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>	土壌貯蔵施設(当該工区)

## 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議について

○福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、**閣僚会議**※<sup>1</sup>を2024年12月に設置。第2回を2025年5月に開催し、**基本方針**※<sup>2</sup>を策定。**第3回を2025年8月に開催し**、当面5年程度の**ロードマップ**※<sup>3</sup>を取りまとめた。

※1 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議

※2 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針（p.13参考）

※3 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ（p.14参考）

○ロードマップでは、復興再生利用の推進に向けて、**霞が関の中央官庁9か所での利用について順次施工、分庁舎・地方支分部局・所管法人等への取組の拡大等**を進めるとともに、**県外最終処分に向けて新たな有識者会議を設置**し、除去土壌等の減容や最終処分に関して、専門的知見を活用して検討を行い、2030年頃の目指すべき姿として県外最終処分シナリオ・候補地選定プロセスを具体化し、候補地の選定・調査を始めることとしている。また、復興再生利用の必要性・安全性等に対する理解醸成に向けて、**ポスターやSNS等を通じた情報発信**や、**中央官庁等での復興再生利用の現場活用等**を行うこととしている。

○県外最終処分に向けた取組を段階的かつ確実に実施できるよう、**本閣僚会議を年に1回程度開催し、進捗状況を継続的に確認する。**

### <第3回会議の様子>



# 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ

令和7年8月26日 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議決定

抜粋版

(2025年夏)

(2030年頃)

総理大臣官邸での利用(実施済)・霞が関の中央官庁の花壇等への利用(2025年9月から順次)

パブリックアクションによる発信・理解醸成 施工 モニタリング

霞が関の中央官庁以外にある各府省庁の庁舎等での率先した事例の創出  
(分庁舎、地方支分部局、所管法人等の庁舎等)

関係者とのコミュニケーション

計画 施工 モニタリング

...

実用途における先行事例の創出

先行事例の検討

- ・公共事業等における土地造成・盛土・埋立て等への利用
- ・公的主体が管理する施設等での土地造成・盛土・埋立て等への利用
- ・継続的かつ安定的に事業が実施できる民間企業が行う土地造成・盛土・埋立て等への利用 等

先行事例の創出

知見の活用

ガイドラインの内容拡充・見直し

県外最終処分の管理終了の検討

復興再生利用の推進

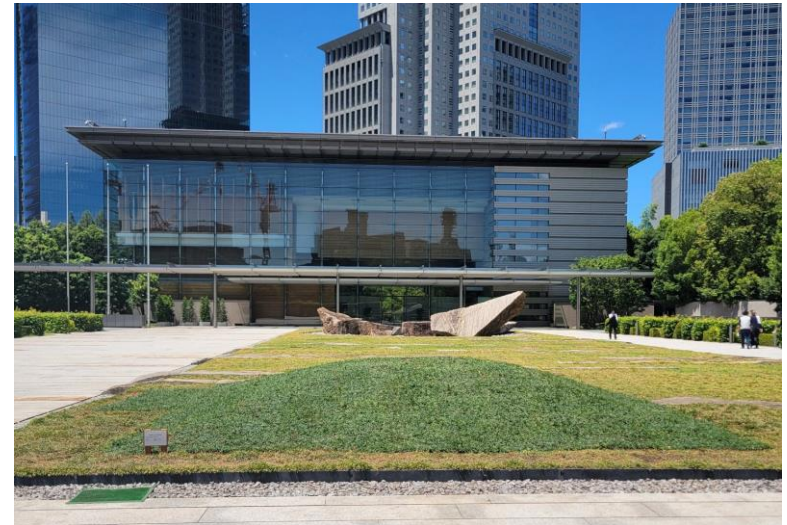
知見の活用

知見の活用

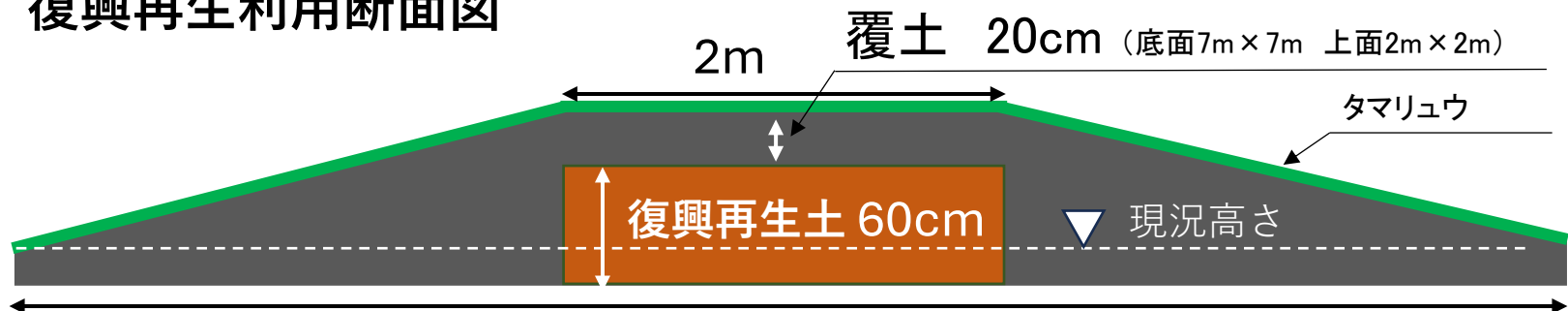
目指す姿  
県外最終処分の実現に向けて、実用途における復興再生利用の目的を立てる

- 施工日：2025年7月19日、20日
- 施工面積：7m×7m
- 除去土壌：2m×2m×60cm 約2m<sup>3</sup>
- 除去土壌の飛散流出防止措置  
：覆土20cm
- 復興再生利用の実施個所で  
あることを表示
- 施工前(7/18)の放射線量：0.07～0.10μSv/時
- 3/6の放射線量：0.10μSv/時  
→人体への影響を無視できるレベル

施工後の様子



復興再生利用断面図



# 霞が関の中央官庁の花壇等への復興再生利用概要



中央合同庁舎第3号館  
正門駐車場花壇  
(国土交通省、  
海上保安庁)



9/20,21  
施工

中央合同庁舎第6号館  
北側駐車場の花壇  
(法務省他)



9/24,25,26  
施工

外務省 南庁舎入口の盛土



10/11,12,13  
施工

中央合同庁舎第2号館  
中庭花壇  
(総務省、  
警察庁、  
消防庁他)



9/20,21  
施工

中央合同庁舎第8号館  
正面玄関  
駐車場花壇  
(内閣官房、  
内閣府)



9/27,28  
施工

中央合同庁舎第1号館  
正面玄関前花壇  
(農林水産省、  
林野庁、水産庁)



10/4,5  
施工

中央合同庁舎第4号館  
駐車場前  
花壇  
(復興庁、  
財務省、  
内閣府他)



9/14,15  
施工

経済産業省総合庁舎  
中庭駐車場  
前花壇



9/13,14,15  
施工

中央合同庁舎第5号館  
サンクン  
ガーデン  
(環境省、  
厚生労働省)



9/13,14,15  
施工

※「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」で示した霞が関の中央官庁の花壇等での利用場所での工事が完了しました。(令和7年10月)

- 環境省のウェブページにおいて、総理大臣官邸・霞が関の中央官庁での利用の概要やモニタリングデータについて順次掲載。
- 復興再生利用を行っている庁舎の利用現場やエントランス等では、理解醸成のためのパネルを掲示。
- 環境省、関係省庁のSNS等でも情報を発信。
- 関係大臣等からも、会見における発言や施工箇所の視察などにより情報を発信（5号館は、令和7年11月13日に石原環境大臣、11月14日に辻環境副大臣と友納環境大臣政務官が視察）。



環境省ウェブページ



パネル



大臣等による視察

# 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ

令和7年8月26日 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議決定

抜粋版

(2025年夏)

(2030年頃)

県外最終処分に向けた検討

新たな有識者会議の設置（環境省）

県外最終処分の管理終了の検討

県外最終処分・運搬のために必要な施設等の検討

中間貯蔵施設内での取り出し・運搬の検討

中間貯蔵施設外での運搬・県外最終処分の検討

最新技術や知見に関する情報の継続収集

減容技術等の効率化・低コスト化の検討に向けた技術開発

各県外最終処分シナリオに関する全体処理システムとしての安全かつ効率的な運用の検討

減容技術の組合せに関する検討  
減容化後の処分方法の検討

県外最終処分の安定性の技術的検討

県外最終処分場の立地に関する技術的検討

県外最終処分対象物の放射能濃度と社会的受容性に関する検討

地域とのコミュニケーションや地域共生のあり方の検討

候補地選定のプロセスの具体化

候補地の選定・調査

目指す姿  
県外最終処分シナリオ・候補地選定プロセスを具体化し  
候補地の選定・調査を始める

# 環境再生に関する技術等検討会について

- 環境省では、県外最終処分に向けた技術的事項等の検討に当たり、専門的知見を活用するため、2025年9月に、「環境再生に関する技術等検討会」（以下、検討会）を新たに設置。
- 検討会の検討事項は、復興再生利用に係る事項、除去土壌等の最終処分に係る事項、理解醸成・リスクコミュニケーションに関する事項等。
- 第1回検討会では、これまでの取組の進捗と今後の進め方について議論。合わせて復興再生利用に用いる除去土壌の呼称について検討※。
- ※ 環境省では、検討会での意見を踏まえ、呼称を「復興再生土」と決定
- 第2回検討会を2026年3月に開催。ロードマップの優先的検討事項である県外最終処分の管理終了の考え方等について議論。

## <検討会委員一覧>

### <第1回検討会の様子>



高橋 隆行 (座長)	福島大学 共生システム理工学類 教授
飯本 武志	東京大学 環境安全本部 教授
遠藤 和人	国立研究開発法人国立環境研究所 福島地域協働研究拠点 廃棄物・資源循環研究室 室長
大迫 政浩	国立研究開発法人国立環境研究所 企画部 フェロー
大塚 直	早稲田大学 法学学術院 教授
勝見 武	京都大学大学院 地球環境学堂 教授
川瀬 啓一	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所 副所長 兼 安全管理部長
佐藤 努	北海道大学 大学院工学研究院環境循環システム部門 教授
高村 昇	長崎大学 原爆後障害医療研究所 災害復興科学分野 教授
二村 真理子	東京女子大学 現代教養学部 経済経営学科 教授
宮武 裕昭	国立研究開発法人土木研究所 地質・地盤研究グループ グループ長
宮本 輝仁	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究部門 農地基盤情報研究領域 農地整備グループ グループ長

# 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ

令和7年8月26日 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議決定

抜粋版

(2025年夏)

(2030年頃)

理解醸成・リスクコミュニケーション

復興再生利用に用いる除去土壌の呼称の決定

- 大阪・関西万博での展示
- パネルディスプレイによる発信・理解醸成
- 成総理大臣官邸・中央官庁での復興再生利用を含む
- 中央官庁でのポスターの掲示
- 中間貯蔵事業情報センター・ながどろひろばでの情報発信

復興再生利用の必要性・安全性等についての全国民的な理解醸成、機運の醸成

ウェブページ・SNS等を通じた発信

本省、地方支分部局、所管法人等での発信

イベントにおける発信

所管業界への発信

安心感・納得感の醸成、社会受容性を拡大・深化させるための取組（見学会等）

中間貯蔵施設の見学会

東京電力福島第一原子力発電所と連携した見学

飯舘村長泥地区環境再生事業の見学会

中央官庁の花壇等への利用事例の活用（ふくしま復興フェア、こども霞が関見学デー等）

霞が関の中央官庁以外にある各府省庁の庁舎等での事例の活用

県外最終処分の実現に向けた理解醸成の取組

進捗の確認

WEBアンケート調査、理解醸成等の取組に係る参加者へのアンケートの調査等

目指す姿  
県外最終処分の実現に向けて、復興再生利用の先行事例を創出し、その拡大が見通せるよう、安心感・納得感を醸成する

※復興再生利用の推進、県外最終処分に向けた検討、理解醸成・リスクコミュニケーションの進捗状況については、IAEAのフォローアップを受けるとともに、国内外に対して透明性高く情報発信を行う  
※中間貯蔵施設の跡地利用等についても検討していく

# パネルディスカッション

- 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた、理解醸成活動の一環として、除去土壌等の県外最終処分・復興再生利用についてともに考え、理解を深めるためのパネルディスカッションを計5回実施。(福島開催：R7/ 8/18 東京開催：R7/ 9/5、6 宮城開催：R8/ 3/15 埼玉開催：R8/ 3/18)
- パネリスト間の議論のみならず、参加者からの疑問や意見を付箋で集めて議論で取り扱うことで、関心が多く寄せられている論点も含めて議論のテーマを設定。

## <R7/8/18のパネルディスカッションの様子>



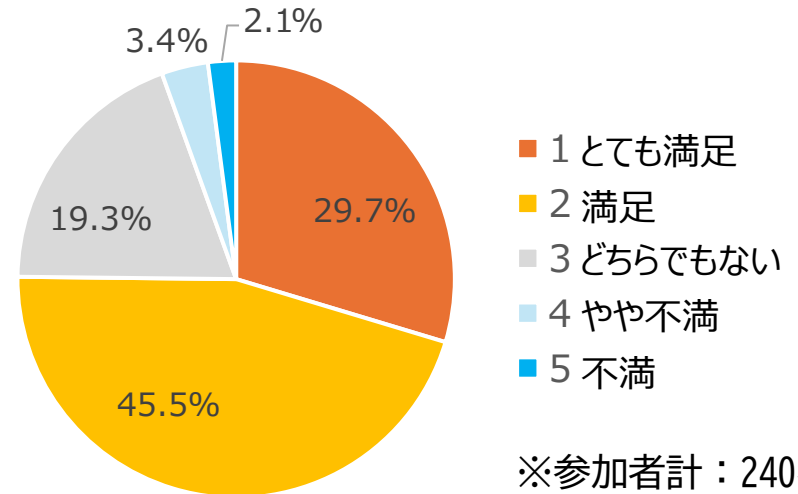
○パネリスト：学識経験者、福島県出身のタレント、地元一般の方、環境省

## < R7/9/5のパネルディスカッションの様子>



○パネリスト：学識経験者、地元一般の方、環境省

## <参加者の満足度アンケート(5日間合計)>



※参加者計：240名  
回答数：145名

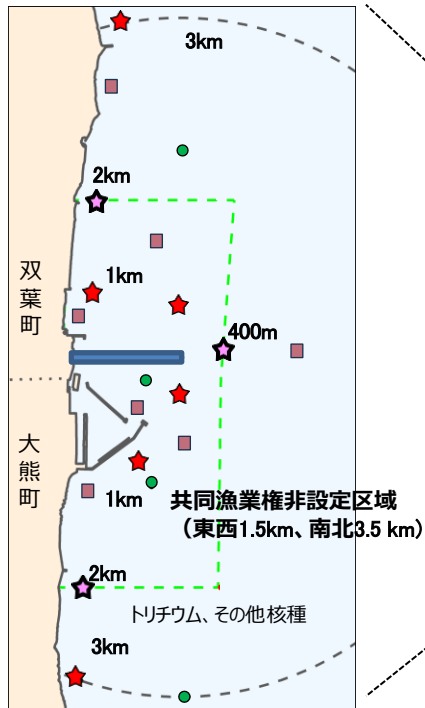
# ALPS処理水放出後の海水のモニタリング結果の概要

- 精密な分析に加え、令和5年8月24日の放出開始以降、速報のための分析についても高頻度で実施。
- 環境省、原子力規制委員会、福島県の分析結果では、トリチウム濃度は検出下限値未満～21 Bq/L
- 放出口近くでは国内の過去の変動の範囲と同程度であったほか、放水口から数km離れば、ほぼ放出前と変わらない濃度となっており、人や環境への影響がないことを確認。本結果は、ウェブサイトやSNSでも発信。

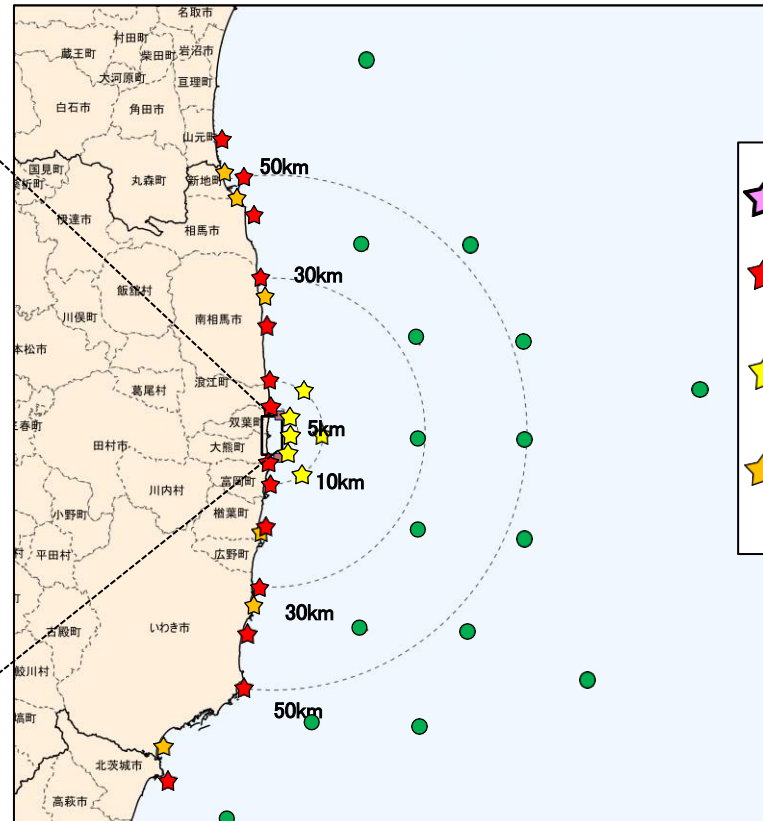
(参考) 原子炉等規制法に基づく規制基準：60,000 Bq/L、WHOの飲料水基準：10,000 Bq/L

東京電力が放出停止を判断する値：発電所から3km以内では700 Bq/L、10km四方内では30 Bq/L

【拡大図】



【広域図】



- ☆: 海水中のトリチウムを測定 (迅速及び精密分析) 其他の関連核種を測定 (計3測点)
- ★: 海水中のトリチウムを測定 (迅速及び精密分析を実施、計20測点)
- ★: 海水中のトリチウムを測定 (精密分析を実施、計6測点)
- ★: 海水浴場における海水中のトリチウムを測定 (計6測点)

- ★ ★: 環境省の測点 (計35測点)
- ★ ★: 原子力規制委員会の測点 (計20測点)
- : 福島県の測点 (計9測点)

- 2024年12月、「**福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議**」を設置。（議長：官房長官、副議長：環境大臣、復興大臣、構成員：内閣総理大臣を除く他の全ての国務大臣）
- **福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、政府一丸となって取り組むための方針として、第2回推進会議において取りまとめた基本方針のポイントは以下のとおり。**

### 基本的考え方

- **福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定。**福島全体の復興のため、地元の苦渋の判断により中間貯蔵施設が受け入れられたという経緯も踏まえ、**国として責任を持って取り組んでいく。**

#### 復興再生利用の推進

- 国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、**官邸での利用の検討を始めとして政府が率先して先行事例の創出等に取り組み、復興再生利用を推進。**
- 理解醸成の状況等も踏まえつつ、**実用途における復興再生利用の案件創出に取り組むとともに、復興再生利用の本格的な実施・展開を進める。**

#### 復興再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション

- **復興再生利用への協力の機運醸成に係る取組や、復興再生利用の必要性・安全性等の説明などの理解醸成の取組を、各府省庁が一丸となって幅広く展開。**
- 復興再生利用に対する安心感や納得感を醸成するため、**中間貯蔵施設や復興再生利用の現場の見学会等を実施、段階的に拡大。**

#### 県外最終処分に向けた取組の推進

- 最終処分シナリオの精査に向け、引き続き、**減容や最終処分に関する技術的・社会的な観点からの検討を行う。**
- 中間貯蔵施設からの搬出等のために必要な施設の検討や、**最終処分場の候補地の選定・調査に向け、候補地選定のプロセスの具体化の検討等を進める。**

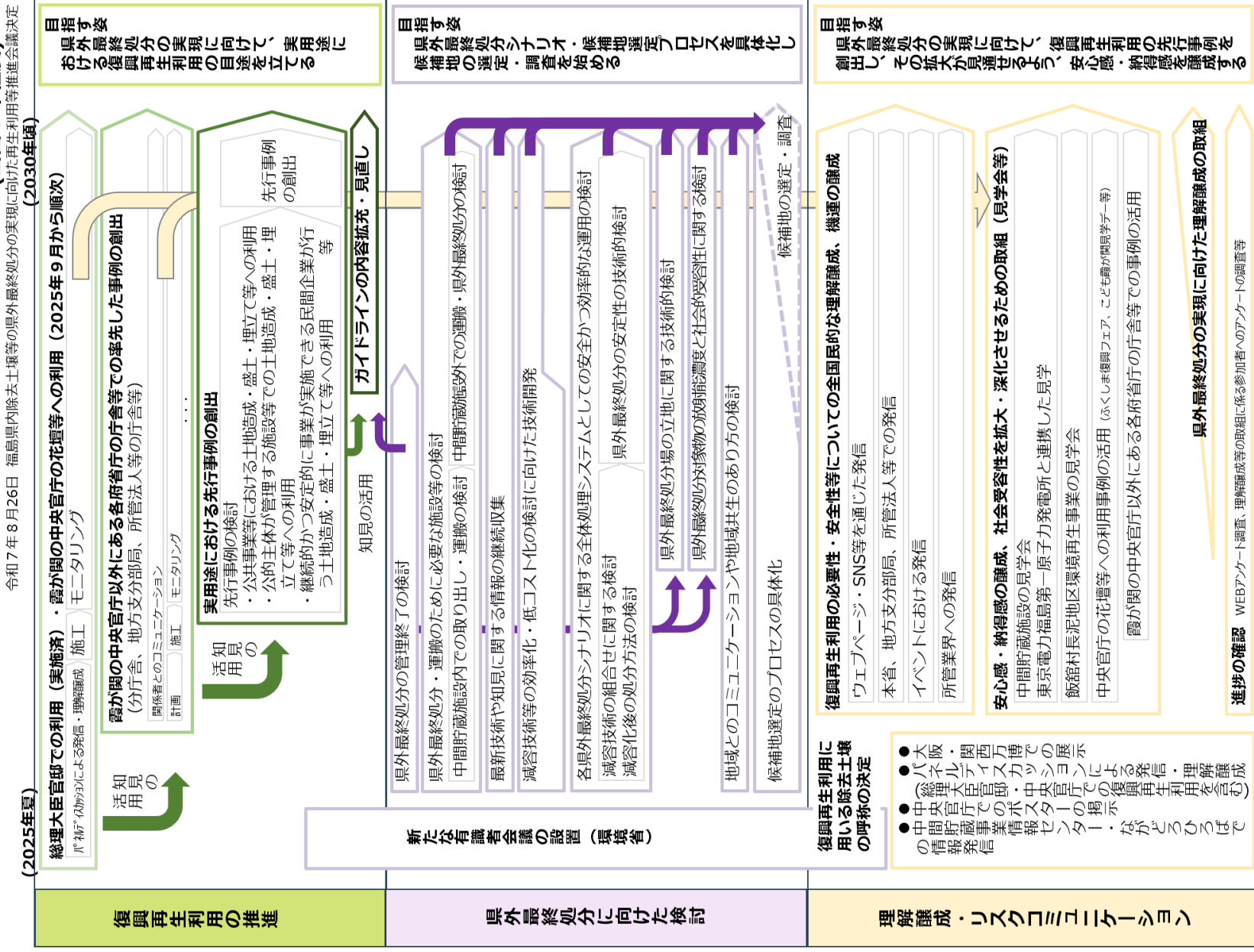
### 終わりに

- 本基本方針を着実に実行するため、**本年夏頃に、政府一丸となって当面5年程度で主として取り組む、復興再生利用の推進や理解醸成・リスクコミュニケーションを中心としたロードマップを取りまとめる。**

# (参考) 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ



## 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ (当面5年程度)



※復興再生利用の推進、県外最終処分に向けた検討、理解醸成

※中間貯蔵施設の跡地利用等についても検討している